

「魅力ある大学院教育」イニシアティブ事後評価要項

平成 20 年 3 月 13 日
「魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会

I. 事後評価の目的

事後評価は、本事業の目的等を踏まえ、各教育プログラムの計画の実施（達成）状況等を評価し、①評価結果をフィードバックすることにより、各大学院における教育研究活動等の水準の一層の向上に資するために適切な助言を行うこと、②各大学院における大学院教育の実質化（教育の課程の組織的展開の強化）のための取組の成果等を明らかにし、社会に示すことにより、今後の大学院教育の改善・充実を図り、その活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう、支援・促進していくことを目的とする。

また、評価結果を文部科学省に報告し、我が国の大学院教育の更なる充実のための施策等の検討に資することを目的とする。

（事業の目的）

「魅力ある大学院教育」イニシアティブは、現代社会の新たなニーズに応えられる創造性豊かな若手研究者の養成機能の強化を図るため、大学院における意欲的かつ独創的な研究者養成に関する教育取組に対し、重点的な支援を行うことにより、大学院教育の実質化を推進することを目的とする。また、採択された取組を広く社会に情報提供することで、今後の大学院教育の改善に活用することとする。

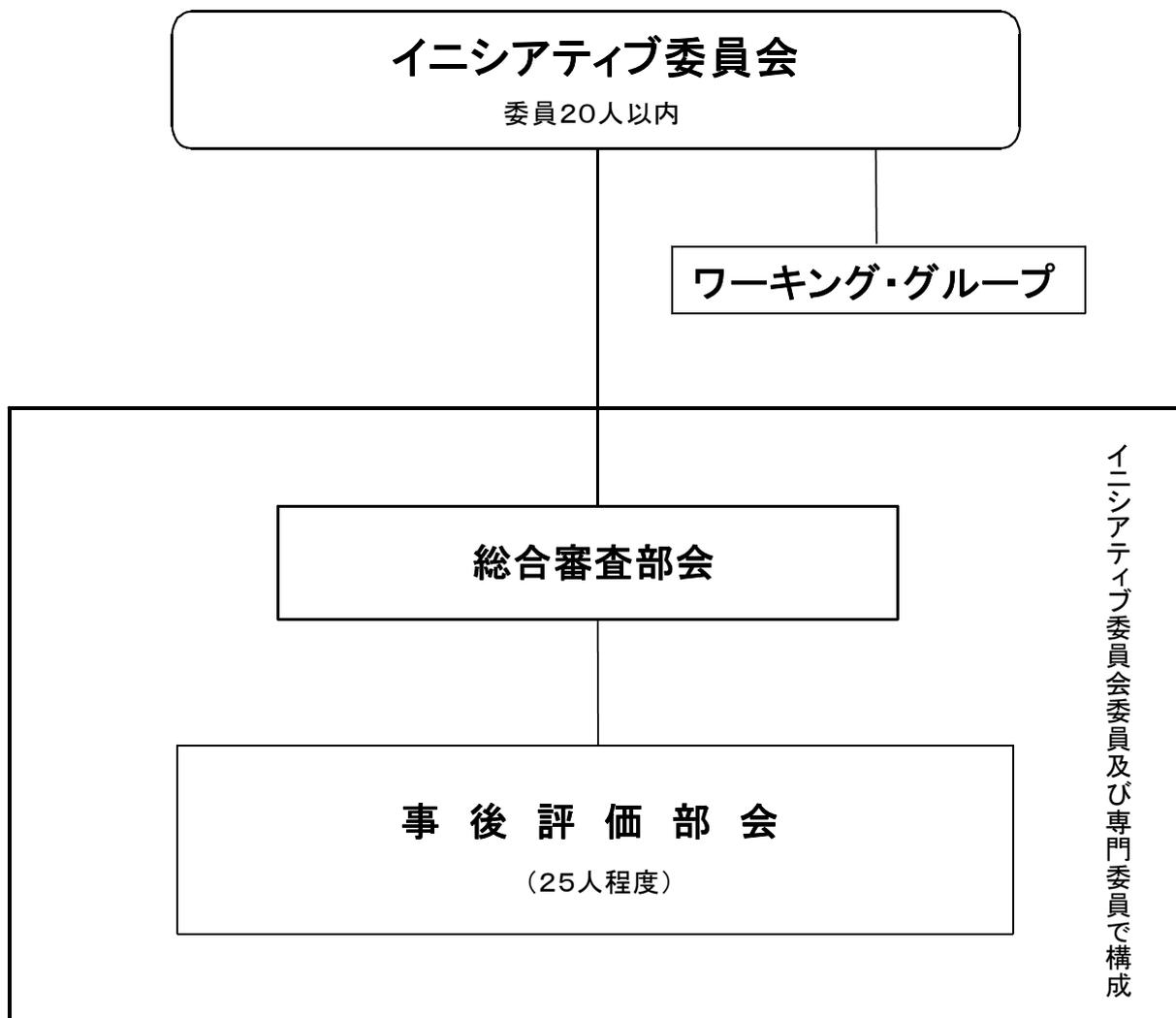
II. 事後評価の対象・時期

「魅力ある大学院教育」イニシアティブに採択された各教育プログラムのうち、2年間の補助事業期間終了後の翌年度に事後評価を実施する。

Ⅲ. 評価体制・方法

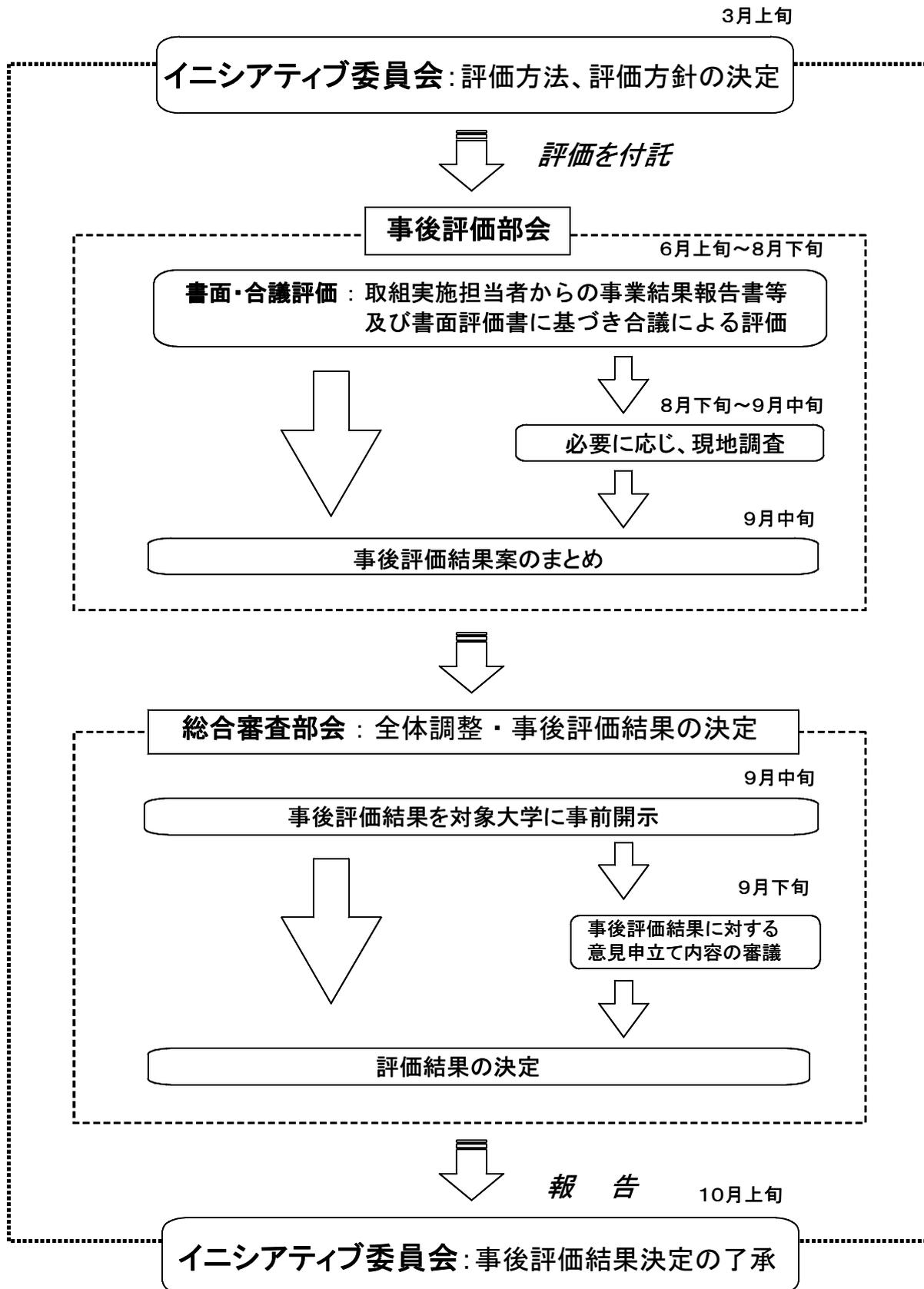
事後評価にあたっては、各教育プログラムの選定に係る審査状況、審査経過等を熟知している者を含む、当該教育プログラムの分野に関する高い知見を有する専門家や有識者からなる事後評価部会において評価結果案を作成し、総合審査部会に報告する。総合審査部会は事後評価部会からの報告を踏まえ、必要な総合調整を行い評価結果を決定し、「魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会に報告し、了承を得た上で文部科学省に報告する。

(1) 評価体制



※書面評価の実施に際しては、必要に応じて事後評価部会に各専門分野の専門委員を追加し、評価を行う。

(2) 事後評価部会における評価手順



IV. 評価項目及び着目点

(1) 教育プログラムの実施状況・成果

- ・教育プログラムの実施計画が着実に実施され、大学院教育の実質化に貢献したか
- ・今後の我が国の大学院教育の実質化への波及効果が期待できる成果が得られたか
- ・教育プログラムの内容、経過、成果等を大学のホームページ等によって積極的に広く社会へ情報提供を行っているか

(2) 将来展望と課題

- ・これまでの実施状況・成果を踏まえた今後の課題が把握され、改善・充実のための方策が検討されているか
- ・当該教育プログラムの補助事業終了後の大学による自主的・恒常的な展開のための具体的計画が示されているか

(3) 審査結果による留意事項への適切な対応が行われているか

(4) その他

- ・教育研究経費は効率的・効果的に使用されたか

V. 評価結果

事後評価結果は、下表の4段階の評価と計画の実施（達成）状況に関するコメント及び「優れた点」、「改善を要する点」の構成で記述する。

| 水準 | 評 価 |
|----|-----------------|
| A | 目的は十分に達成された |
| B | 目的はほぼ達成された |
| C | 目的はある程度達成された |
| D | 目的は十分には達成されていない |

VI. その他

1. 開示・公開等

- (1) 「魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会等の審議内容等の取扱いについて
「魅力ある大学院教育」イニシアティブ委員会（以下「委員会」という）の会議及び会議資料は、原則公開とする。

ただし、次に掲げる場合であって委員会が非公開とすることを決定したときは、この限りでない。

- 1) 評価（人選を含む）に関する調査審議の場合
- 2) その他委員長が公開することが適当でない判断した場合

なお、専ら評価に関する調査審議を行う事後評価部会の会議及び会議資料については、評価の円滑な遂行確保の観点から非公開とする。

- (2) 委員会の議事要旨は、上記に掲げる場合を除き、原則公開とする。
- (3) 事後評価結果は、文部科学省へ報告するとともに、日本学術振興会のホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。
- (4) 委員等の氏名について
- 1) 委員会の委員の氏名は、予め公表することとする。
 - 2) 事後評価部会の委員及び専門委員の氏名については、事後評価結果の決定後公表することとする。

2. 委員及び専門委員の遵守事項

(1) 利害関係者の排除等

各教育プログラムと直接関係する委員及び専門委員は、事務局にその旨申し出ることとし、書面評価及び現地調査を行わない。

また、委員会、総合審査部会、及び事後評価部会における評価結果の議決に加わることができない。

ただし、会議に出席し、その議決以外について発言することは妨げない。

(各教育プログラムに直接関係する場合の例)

- ・ 委員及び専門委員が当該大学院研究科の専任又は兼任として在職（就任予定含む）している場合
- ・ 委員及び専門委員が当該大学の役員として在職（就任予定含む）している場合
- ・ その他委員及び専門委員が公平・公正に評価を行うことが困難と判断される場合

(2) 秘密保持

- ・ 評価の過程で知り得た個人情報及び対象大学の評価内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ・ 委員として取得した情報（事業結果報告書等各種資料を含む）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。